

県営住宅入居申込案内書

全団地対象

更新料なし

仲介料なし

礼金なし

保証人不要



©群馬県 ぐんまちゃん

抽選
団地

随時
団地

申込方法は2種類です。

県営住宅の案内図や住宅の写真をホームページで公開しています。
(ホームページアドレス <https://www.gunma-jkk.or.jp/>)

群馬県／群馬県住宅供給公社



公社 HP



公社 LINE



公社 Instagram



公社 Twitter

県営住宅とは

県営住宅は、住宅に困っている方が、低廉な家賃で入居できるよう、国と群馬県が協力して建設した住宅です。

家賃は入居者の方の所得等に応じて決まるため、入居者のみなさんには民間の賃貸住宅とは異なった手続きをお願いしています。

公営住宅法や群馬県県営住宅管理条例等の決まりを守っていただくことをご理解のうえ、この募集案内をよく読み、お申込みください。

入居に際して以下の決まりをお守りいただきます

- ・住宅内外でのペットの飼育（預かりを含む）や餌やりは厳禁です。
- ・家賃や駐車場使用料とは別に共益費等をお支払いいただきます。
- ・団地内での清掃や共同活動等に参加していただきます。
- ・管理人制度と役割を理解し、管理人としての仕事にご協力いただきます。
- ・路上や契約した駐車区画以外の場所に迷惑駐車をしないでください。
- ・住宅を退去する際は、退去修繕費（畳・襖・障子の張替え等）をお支払いいただきます。

個人情報の取扱いについて

群馬県住宅供給公社では、「個人情報の保護に関する法律その他関連する法律等」を遵守し、「個人情報保護事務取扱要領」を制定して管理責任者のもとで厳重なセキュリティ対策を施し、適正に個人情報を管理しています。

また、当公社では、お客様の個人情報について関連法令および要領等に基づき下記のとおりお取り扱いしています。

- 1 入居および諸申請の受付に伴い提出していただく個人情報は、「入居および当該申請に係る審査」のほか、「家賃等の収納に関するご連絡」、「修繕等に関するご連絡」、「県営住宅に関する各種情報のご案内」、「各種アンケートのお願い」、「調査・統計資料の作成」、「その他県営住宅の管理上必要な場合」に利用させていただきます。
- 2 「法令に基づく場合」・「人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」等を除き、お客様の個人情報を第三者に提供することはいたしません。ただし群馬県のほか、市町村、業務委託先の事業者及び管理人等、上記1の利用の範囲で関係する行政機関や事業者、近隣住民、お客様の近親者等には必要に応じて提供いたします。
- 3 申込書や各種申請書について、個人情報を含む所定箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効等、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。
- 4 当公社は、お客様から個人情報の開示・訂正・利用停止の求めに対応させていただいております。

個人情報の取扱いに関するお問い合わせは次の窓口までご連絡ください。

【群馬県住宅供給公社 総務部 総務課 027-224-1881】

目 次

I. 申込団地について		2・3ページ
II. 抽選団地の申込みについて		4～5ページ
III. 申込みから入居までの流れ		6・7ページ
IV. 申込資格要件		8・9ページ
V. 住宅種類による資格要件		10・11ページ
VI. 申込時または審査時の提出書類		12～15ページ
VII. 収入の計算方法		16～21ページ
VIII. 県営住宅の家賃について		22・23ページ
IX. その他		24・25ページ
X. 外国籍の方へ（英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語）		26～35ページ

関 係 用 紙

個人番号提供書	37ページ
地方税関係情報の取得に関する同意書	39ページ
基準日における住所地確認書	41ページ
特定個人情報の利用等に関する申出書	43ページ
自活状況申立書	45ページ
在職証明書	47ページ
給与支払証明書	49ページ
事業申告書	51ページ
収支明細書	53ページ
退職予定証明書	55ページ
退職証明書	57ページ
申出書	59ページ
申出書【寡婦用・ひとり親用】	61ページ
理由書	63ページ
辞退届	65ページ

I. 申込団地について

応募方法は「抽選団地」と「随時団地」があります。
どちらか一方の団地に申込みができます。

抽選団地

抽選で入居予定者を決定します。

募集住宅は、抽選月の1日にホームページで発表し、群馬県住宅供給公社の本社および各支所窓口にて「抽選対象住宅一覧表」を配布します。

締め切りは抽選月の15日となります（抽選月の1日から15日当日までの消印有効）。

抽選 団地	前橋市	高崎市		桐生市	伊勢崎市	渋川市
	城 東	浜尻第二	金井淵	足 仲	太田町	四ツ角
	元総社第二	上小鳥	中 居		羽 黒 (HA・HB・HC)	
		井 野				

※事故住宅については、随時団地として申込みを受け付けています。

抽選団地申込時の注意事項

1. 郵送またはメールにて受付いたします（窓口での受付不可）。
※郵送の場合は3枚つづりを切りはなさず、3枚とも「申込専用封筒」に入れてください。
2. 申込みは1世帯につき1団地のみとなります。
3. 申込資格要件をご確認のうえ申込みをしてください。（8・9ページ参照）
4. 申込書に、希望の団地名と住宅コードを記入してください。
※希望の団地は「抽選対象住宅一覧表」からひとつ選んでください。（別紙参照）
5. 世帯構成や人数により申込みができないタイプの住宅がありますのでご注意ください。
※「住宅の種類による資格要件」参照（10ページ）
6. 特例（優遇）世帯の方は、該当するものに○を付けてください。（5ページ参照）
※非該当であった場合は、失格となりますのでご注意ください。
7. 外国籍の方は、在留カード等のコピー（両面）を添付してください。（全員分）
8. 郵送された県営住宅入居申込書により失格（申込資格要件に欠ける等）や無効（募集住宅以外への申込み等）であることが明らかな場合および申込書の記載内容が不明瞭な場合は、抽選番号をつけず返却します。
9. すでに随時団地に申込みされている場合は、随時団地の申込みを取り下げいただきます。

随時団地

受付順に入居予定者を決定します。

いつでも申込みができます。

随 時 団 地	前橋市	高崎市		桐生市	伊勢崎市	太田市		館林市
	南 橋	北双葉	大 沢	西 堤	茂 呂	新 井	成 塚	高 根
	広瀬第一	浜尻第三	室 田	相生第一	上植木	石 原	生 品	青 柳
	広瀬第二	筑 縄	中河原	川 内	羽 黒 (T・U・V)	鳥之郷		大 島
	朝日町	中 尾	下河原	二本松	山 王	牛 沢		近 藤
	下細井	東金井		城ノ岡	今 泉	宝 泉		分 福
	下新田	北久保			今 井	鳥 山		日 向
	田 口	鼻 高			曲輪町	浜 町		
	萱 野	城 山			田中島	内ヶ島		
		上佐野			三ツ木	矢 場		
	富岡市	沼田市	渋川市	藤岡市	安中市	草津町	大泉町	邑楽町
	酢の瀬	金 井	八木原	萩の宮	原市第一	中 島※	丘 山	中 野
	芝 宮		下 郷	本 郷	原市第二			
	桐 淵			立 石	下磯部			
	田 篠				二軒在家			
	観音前							
	上中島							

※中島団地については、草津町役場で受け付けています。

随時団地申込時の注意事項

1. 申込書と一緒に必要書類を揃えて窓口にて受付いたします（郵送での受付不可）。
2. 申込みは1世帯につき1団地のみとなります。
3. 申込資格要件をご確認のうえ申込みをしてください。（8・9ページ参照）
4. 世帯構成や人数により申込みができないタイプの住宅がありますのでご注意ください。
※「住宅の種類による資格要件」参照（11ページ）
5. 希望階数・間取等がある方は、申込書にご記入ください。
6. 内容についてお伺いすることがありますので、申込者本人またはご家族の方が窓口におこしください。代理の方がお手続きする場合は委任状をご提出いただきます。
7. 不備書類がある場合は受付できません。
8. すでに抽選団地に申込みされている場合は、抽選団地の申込みを取り下げさせていただきます。

Ⅱ. 抽選団地の申込みについて

抽 選 団 地

抽選対象団地に空き部屋が生じた際に募集を行い、
抽選により入居予定者を決定します。

申込書の記入

郵 送 ↓ メール

抽選団地申込時の注意事項（２ページ）を確認のうえ、記入してください。

受 付

- ①消印のないもの、締切日を過ぎたものは受付しません。
- ②申込団地または住宅コードの変更を希望する場合や同居予定親族の変更等があった場合は本社へご相談ください。

受付書の送付

- ①抽選月の20日から25日の間に「県営住宅入居申込受付書」を郵送します。
受付書に「抽選番号」・「抽選日時」等が記載されています。
- ②特例（優遇）に複数該当した場合でも、抽選番号は最大２個となります。

抽 選

選考方法

- ①公開抽選とし、抽選会に欠席しても抽選結果に影響はありません。
- ②申込者の抽選番号に順位をつける抽選となり、その結果、当選者を選出します。
- ③５ページの表のいずれかに該当する世帯については、抽選における当選確率を一般世帯に比べ高くします。
（一般世帯は１個、特例世帯は２個の抽選番号）

**抽選は入居者を決定するものではありません。
当選されても入居資格がなければ失格となり入居はできません。**

- ④次のような場合は失格または辞退とみなします。
 - ・申込（入居）資格要件に欠ける場合
 - ・１世帯で２団地以上申込みをした場合
 - ・申込書に虚偽および不明瞭、不確定の記載があった場合
 - ・資格審査において指定された書類を指示された期日までに提出しなかった場合

抽選結果の送付

抽選結果は、当落に関わらず申込者全員に「県営住宅抽選結果通知書」により郵送で通知します。

当選者 …抽選日の翌月１日～１５日間の平日に「申込時または審査時の提出書類」（１２～１５ページ参照）を揃えて指定時間内に本社窓口へお越しください。

落選者 …次回の抽選募集にお申込みください。

書類の審査

抽選団地・随時団地共通の流れへ（６ページ）

○特例（優遇）世帯（優遇抽選を受けられる世帯です。抽選番号は最大2個）

※特例（優遇）世帯で申し込まれた方は、審査の結果、特例（優遇）非該当であった場合は、失格となりますので、ご注意ください。

	該 当 世 帯
高 齢 者 世 帯	申込者本人が60歳以上（申込日時点）であり、次のいずれかに該当する方 ア 単身で入居する方 イ 同居者が配偶者（内縁及び婚約者を含む）だけの方 ウ 同居者が配偶者と満60歳以上の親族（一親等の血族または姻族）だけの方 エ 同居者のすべてが満60歳以上（一親等の血族または姻族）だけの方
障がい者世帯 および 戦傷病者世帯	申込者本人または同居親族の1人以上が次のいずれかにあてはまる方 ア 身体障がい者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 イ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障がい年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む） ウ 療育手帳の交付を受けているA重・A中・A1・A2・A3・B1・B中の障がい者 エ 手帳または受給者証等の交付を受けている難病患者等 オ 戦傷病者手帳（障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方
ひとり親世帯 （母子・父子世帯）	申込者本人が配偶者（内縁および婚約者を含む）のいない方で同居親族が20歳未満（申込日時点）の子どもだけで、現に子どもを扶養している方（離婚未成立、調停中は非該当）
多 子 世 帯	申込者に19歳未満の子ども（令和6年度：平成18年4月2日以降の出生、令和7年度：平成19年4月2日以降の出生）が3人以上いて、その3人を現に扶養しその子ども全員が県営住宅に入居できること。
子どもが小学生 以下世帯 ※ひとり親世帯は 該当しません。	同居親族が配偶者と中学校就学前の子ども（令和6年度：平成24年4月2日以降の出生、令和7年度：平成25年4月2日以降の出生）のみで現にその子どもを扶養し、全員が県営住宅に入居できること。
生活保護受給世帯	申込者本人が生活保護法第6条第1項の被保護者の方
被 爆 者 世 帯	申込者本人が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている方
引 揚 者 世 帯	申込者本人が新たに海外から引き揚げた方で、知事の指定を受けた方（日本上陸後5年以内の方で、引揚証明書の交付を受けている引揚者）
東日本大震災で福島県 から避難している方	平成23年3月11日時点で、中通りおよび浜通り（避難指示区域を除く）に居住していた方 ※入居資格や必要書類が通常申込と異なるため、申込前に電話でご相談ください。
ハンセン病療養所 入 所 者 等 世 帯	申込者本人がハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所に入所していた方
DV 被 害 者 世 帯	申込者本人が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する被害者等で、次のいずれかに該当する方 ア 女性相談支援センター等での一時保護又は保護が終了してから5年以内の方 イ 裁判所がした保護命令を申し立てた方で、命令が出されてから5年以内の方 ウ 母子生活支援施設での保護が終了してから5年以内の方 エ 女性相談支援センター等から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている方 オ 配偶者暴力対応機関等において、配偶者からの暴力を理由として保護したことを確認されている方 （注）加害者であった配偶者との同居は認められません。
犯罪被害者等世帯	申込者本人または同居親族の1人以上が、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条に規定する犯罪被害者等で、次のいずれかに該当し、被害を被ったことが警察等で確認できる方（犯罪被害を被ってから5年以内） （1）犯罪等の影響により収入が著しく減少し、現在居住している住宅に居住し続けることが困難と認められる方 （2）現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたことによって、当該住宅に居住し続けることが困難と認められる方
5 回以上落選世帯	連続して5回以上、同一世帯同一名義で県営住宅の申込みをし、入居することができていない方 ただし、辞退または失格により入居できない方は該当しません。

Ⅲ. 申込みから入居までの流れ

随
時
団
地

申込みに必要な書類をすべて揃えていただき、
受付順に入居予定者を決定します。

申込書の記入・提出

随時団地申込時の注意事項（３ページ）を確認のうえ、記入してください。

受 付

申込書の記入漏れ、不備や不足書類がある場合は受付できません。

- ①未修繕の住宅は入居申込書提出後に修繕を始めますので、内見のご案内までにお時間がかかります。修繕が完了し、内見の準備が整い次第、連絡します。
- ②申込後、一定期間が経過した場合や、申込内容に変更が生じた場合には、書類を再提出していただきます。
- ③申込団地の変更を希望する場合や同居予定親族の変更等があった場合は本社へご連絡ください。
※申込内容に変更が生じることで入居資格がなくなる場合があります。
- ④入居の希望がなくなった場合は、必ずご連絡ください。
- ⑤ご案内できる住宅がないため長期間お待ちになっている方には、申込みを継続するか意思確認を行います。その際、連絡がつかない方は申込みの辞退とみなしますので、住所・連絡先等が変更になった場合は、必ずご連絡ください。

書類の審査

ここからは抽選団地・随時団地共通の流れでご案内いたします。

- ①提出された申込書類を審査します。
- ②暴力団員該当の有無について照会します。

入居のご案内

- ①ご案内後14日以内に内見をし、入居希望の有無について回答してください。
- ②入居希望の有無について期限内に回答がない場合は、申込みを辞退したものとみなします。
- ③内見後、別の住宅または別の団地を希望する場合

抽選団地

…再度申込みをしてください。

随時団地

…順番をお待ちください。
※回答があった日を新たな受付日とします。

入居の決定

内見後、入居希望の方には入居説明会の通知と契約書類をお送りします。
※長期間空いていた住宅は、入居希望の回答後に手直しを行うため、発送までに時間がかかる場合があります（概ね２週間～１か月程度）。
入居説明会に出席するには事前予約が必要です。
(電話または公社窓口等)
入居説明会は必要書類をご用意のうえ、ご出席ください。

入居説明会

契約書類の審査終了後、入居における重要事項説明を行います。
 なお、以下の書類に不備があると、入居できません。

【入居説明会時の主な必要書類】

- ・敷金（家賃の3か月分）の納付済領収書
- ・契約書2部
- ・印鑑登録証明書（申込者本人分）
- ・県営住宅緊急連絡先申請書
- ・入居者台帳
- ・預金口座振替納入依頼書（事前に金融機関での手続きが必要です）
- ・誓約書（単身入居者のみ：身元引受けのため）
- ・運転免許証等のコピー（身元引受人分）
- ・駐車場使用契約書（契約希望者のみ）
- ・駐車する自動車の車検証のコピー
- ・戸籍謄本または婚姻届の受理証明書（婚約中で申込みの方）

※入居説明会の期限日から14日を経過しても説明会へ出席されない場合は、入居を辞退したものとみなします。

※説明会は必ず申込者本人または同居予定者（成人）が参加してください。（外国籍の方で日本語が得意ではない方は日本語のわかる方と一緒にご参加ください。）

※敷金をATMやインターネットバンキングで納付した場合、入居説明会時に入金情報が確認できないときは、納付済であることが確認できるものをご提示いただきます。

入 居

手続き完了後、入居可能日（入居説明会翌日）から15日以内に住宅へ入居し、入居完了日から7日以内に「入居完了届」と「アンケート」を提出してください。

また、入居可能日から住宅の家賃（日割り家賃）が発生します。家賃および駐車料は口座振替により納入していただきます。

内見の鍵貸出場所・説明会の鍵渡し場所

桐 生 支 所	西堤、相生第一、川内、二本松、城ノ岡、足仲
太 田 支 所	新井、石原、鳥之郷、牛沢、宝泉、鳥山、浜町、内ヶ島、矢場、成塚、生品、丘山
館 林 支 所	高根、青柳、大島、近藤、分福、日向、中野
富 岡 支 所	酢の瀬、芝宮、桐淵、田篠、観音前、上中島
安 中 支 所	原市第一、原市第二、下磯部、二軒在家
草津町役場	中島
本 社	上記以外の団地

※内見の鍵貸出場所以外での鍵の貸出しは原則としてお受けできません。

※鍵を借りる時は必ず事前に連絡をしてからお越しください。

IV. 申込資格要件（次の1～13のすべての資格を満たす方）

1. 申込者は、成人である方

※令和4年4月1日から、18歳以上が成人となりました。

（1）同居できる方は親族に限ります。

親族の範囲は、配偶者（内縁を含む）、3親等以内の血族、2親等以内の姻族です。

（2）次に該当する方は同居親族として認められます。

・婚約されている方

住宅内見のご案内は入籍予定日の1か月前からです。入居説明会までに入籍されないと入居できません。

・結婚しているのと同様（内縁）と認められる方

住民票で「未届の夫」または「未届の妻」となっており、戸籍上でもほかに婚姻関係がないこと。

・「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」に基づく宣誓書受領カードまたは転入予定者受付票の発行を受けた方

（3）状況により、居宅にて自活可能かを審査するために市町村や公社職員の面接を受けていただく場合があります。

（4）正当な理由なく、世帯を不自然に分けて申込みをすることはできません。

・夫婦の別居（単身赴任を含む）や夫婦のどちらか一方が子どもと申し込むことは認められません。

※離婚予定の方は、家庭裁判所の発行する離婚調停中の証明書を提出してください。住宅内見前に離婚が確認できる戸籍謄本または離婚届受理証明書を提出していただけない場合は、入居できません。

・現に親がありながら祖父母と未成年の孫だけでの申込みや、兄弟姉妹（未成年が含まれる）のみでの申込みなど、社会通念上著しく不自然な世帯分離も認められません。

2. 現在住宅に困っている方

原則として、申込者本人および同居予定親族に持家の有る方（共有名義の場合も含む）は、申込みができません。入居後に所有名義の建物を取り壊す、または売却競売等で居住できなくなる方は個別に相談してください。

抽選団地 県営住宅および市町村営住宅に入居中の方は、申込みができません。
（転勤や結婚、身体の障害等、特別な事情がある場合を除く。）

随時団地 県営住宅および市町村営住宅に入居中の方も申込みができます。

3. 指定日までに敷金（家賃の3か月分）を納入できる方

4. 緊急連絡先を付けられる方

緊急連絡先は、申込者本人の親族（同居者を除く）としてください。親族を選定できない場合は、群馬県内に在住する成人の方または群馬県内に所在する法人等の団体とすることも可能です。

5. 単身で入居する場合に、身元引受人1名の誓約書を提出できる方

6. 入居可能日から15日以内に入居し住所を異動できる方

7. 日本国籍の方、または既に住民登録している外国籍の方

外国籍の方は、特別永住者または中長期在留者である場合に、申込みをすることができます。

また、同居親族が外国籍の方についても、日本国において住民登録されていなければなりません。

8. 道府県民税および市町村民税（都民税および特別区民税を含む）を滞納していない方
9. 申込者本人または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でない方
10. 抽選団地に申込みをする場合は、群馬県内に住所または勤務場所を有する方
11. 県営住宅に係る未納の家賃がない方
12. 群馬県県営住宅管理条例施行規則に定める不正な使用をしたことがない方
13. 月額収入（同居予定親族の収入を含む）が下の表に掲げる収入月額以下の方

※年収の早見表および詳しい収入の計算方法は16ページのとおりです。

※退職予定で申込みする場合は、住宅内見前に退職証明書を提出できる方

※裁量階層世帯とは次に該当する世帯です。

世帯区分	収入月額
原則階層世帯	158,000円まで
裁量階層世帯	214,000円まで

裁量階層世帯	
高齢者世帯	申込者が60歳以上であり、同居者がいる場合は、同居者のいずれもが、60歳以上か18歳未満の方
障がい者世帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上が次のいずれかにあてはまる方 ア 身体障がい者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 イ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者 ウ 療育手帳の交付を受けているA重・A中・A1・A2・A3・B1・B中の障がい者 エ 手帳または受給者証等の交付を受けている難病患者等
戦傷病者世帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上が戦傷病者手帳(障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの)の交付を受けている方
小学校未就学世帯	同居者に、小学校就学前の子どもがいる方
被爆者世帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
引揚者世帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上が海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない方
ハンセン病療養所入所者等世帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上がハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

※注意事項※

- ・申込者が契約時名義人となります。申込みから入居するまでの間に名義人の変更はできません。
- ・申込書に記載したとおりの世帯構成で入居していただきます。申込書の記載と異なる世帯構成で入居しようとする場合は失格となります。（出産・死亡等を除く）

県営住宅の申込みには、日本語が分かる方とお越してください。

- ・ Please come to the office for application with a person who understands Japanese.
- ・ 申請県営住宅時、请与会说日语的朋友一同前来。
- ・ Pedimos que se presente con alguien que entiende el Idioma Japonés en el momento de la inscripción para el Ken-ei Jyutaku.
- ・ Solicitamos que compareça com alguém que compreenda a Língua Japonesa na ocasião da inscrição para o Ken-ei Jyutaku.
- ・ NẾU ĐẾN ĐỂ ĐĂNG KÝ NHÀ Ở THÌ VUI LÒNG ĐẾN CÙNG VỚI NGƯỜI HIỂU ĐƯỢC TIẾNG NHẬT

V. 住宅種類による資格要件

抽 選 団 地

申込みをする方の世帯構成によって、申込みができる住宅と、できない住宅があります。
次の表をご確認のうえ申込みをしてください。

住 宅 種 類	資 格 要 件（申込みができる方）
(1) 一般住宅	2人以上の世帯の方 (単身者は申込みができません。)
(2) 単身入居可能住宅	単身申込資格者（居宅において自活可能な方） なお、2人以上の世帯の方も申込みができます。 ※単身者に適した広さで非常通報装置が設置されている住宅もあります。
(3) 高齢者・障がい者 向住宅（単身可）	次のどちらかに該当する方 ア 申込者が60歳以上で、単身者または2人以上の世帯の方 ※募集期間内に年齢が60歳に達している方です。 イ 申込者が障がい者（①身体障がい者1～4級、②精神障がい者1～2級、③知的障がい者A、B1、B中、④難病患者等）で、単身者または2人以上の世帯の方 ※単身者に適した広さで非常通報装置が設置されている住宅もあります。
(4) 高齢者・障がい者 向住宅	次のどちらかに該当する方（単身者は申込みができません） ア 申込者が60歳以上で、2人以上の世帯の方 ※募集期間内に年齢が60歳に達している方です。 イ 申込者が障がい者（①身体障がい者1～4級、②精神障がい者1～2級、③知的障がい者A、B1、B中、④難病患者等）で、2人以上の世帯の方 ※非常通報装置が設置されている住宅もあります。
(5) 子育て支援住宅	5ページ「特例（優遇）世帯」のうち、「ひとり親世帯」「多子世帯」「子どもが小学生以下世帯」のいずれかに該当する方 ※特例世帯としての優遇抽選は受けられません。 (子育て支援住宅とは) 子育て中の世帯の経済的負担を軽減していただけるよう、小中学校に近接する子育てに適した住宅です。

※抽選団地の事故住宅については、随時団地として申込みを受け付けていますのでご相談ください。

**随
時
団
地**

申込みをする方の世帯構成によって、申込みができる住宅と、できない住宅があります。
次の表をご確認のうえ申込みをしてください。

住 宅 種 類	資 格 要 件（申込みができる方）
(1) 一般住宅	入居申込資格を満たしているすべての方（8・9ページ参照）
(2) 高齢者・障がい者 向住宅（単身可）	次のどちらかに該当する方 ア 申込者が60歳以上で、単身者または2人以上の世帯の方 ※募集期間内に年齢が60歳に達している方です。 イ 申込者が障がい者（①身体障がい者1～4級、②精神障がい者1～2級、③知的障がい者A、B1、B中、④難病患者等）で、単身者または2人以上の世帯の方 ※単身者に適した広さで非常通報装置が設置されている住宅もあります。
(3) 車イス住宅	車イスを使用されている方で、身体障がい者手帳の1級～3級をお持ちの方
(4) 多家族向住宅	・一般 5人以上の世帯の方 ・身障者同居 車イスを使用する方がいる5人以上の世帯の方 ※車イスを使用されている方で、身体障がい者手帳の1級～3級をお持ちの方が該当します。 (多家族向住宅とは) 家族の多い世帯向けの住宅です。
(5) 子育て支援住宅	5ページ「特例（優遇）世帯」のうち、「ひとり親世帯」「多子世帯」「子どもが小学生以下世帯」のいずれかに該当する方 (子育て支援住宅とは) 子育て中の世帯の経済的負担を軽減していただけるよう、小中学校に近接する子育てに適した住宅です。
(6) 事故住宅	入居申込資格を満たしているすべての方（8・9ページ参照） (事故住宅とは) 前入居者が室内でお亡くなりになるなどして、その後、次の入居がない住宅です。ご理解のうえ申込みをしてください。 ※家賃は他の住宅と同じです。減額の取扱い等はありません。 ※抽選団地の事故住宅については随時団地として取り扱っていますので、詳しくはお問い合わせください。

Ⅵ. 申込時または審査時の提出書類

原則マイナンバーを利用した申込みとなります。
 申込時に提供いただくマイナンバーは、入居後の各種手続でも利用します。
 各種公的証明書は、3か月以内に発行されたものが有効です。
 提出いただいた書類は返却できませんので、ご承知おきください。

1. 必ず提出いただく書類（①～⑤）

番号	提出書類	摘 要	発行機関等
①	個人番号提供書 ※代理人がマイナンバーを利用した手続きをする場合は ・委任状 ・代理人の身元確認書類 が必要となります。	◎入居を予定している全員分 【窓口を持参する書類】 マイナンバーカード または マイナンバー入り住民票および身元を確認する書類（免許証、パスポート等顔写真の入った身分証明書または健康保険証、年金手帳等の公的証明書2点以上）	37ページ ※マイナンバーを利用しない方は住民票（続柄・本籍地・戸籍筆頭者を省略してないもの）
②	地方税関係情報の取得に関する同意書	◎入居を予定している全員分 ※令和6年3月まで中学生であった方を除く。	39・41ページ
③	基準日における住所地確認書	◎入居を予定している全員分 令和6年1月1日時点での住所地 ※令和6年3月まで中学生であった方を除く。	※マイナンバーを利用しない方は最新の所得課税証明書
④	住民税納税証明書(令和5年度) または 非課税証明書(令和5年度)	◎申込者本人のみ ※課税されている方は、完納した証明書 ※課税されていない方は、非課税証明書	市・区役所 町・村役場等 ※令和5年1月1日の住所地
⑤	住宅の証明書 ア～エのいずれか	◎申込者本人分のみ ※住民票の住所が申込者本人と同居予定で異なる場合は、同居予定者の分も必要です。	
	ア 賃貸借契約書の写し (物件所在地・貸主・借主・契約期間が確認できるページ)	○アパートやマンション等の民間賃貸物件にお住まいの方 ※社宅等で賃貸借契約書が無い場合は貸主との賃貸借証明書をご提出ください。	本人または貸主（不動産管理会社等）
	イ 固定資産（家屋）課税台帳記載事項証明書（評価証明書）	○親族等名義の家にお住まいの方 ※共有名義の場合は、共有者すべてがわかるもの。	市・区役所 町・村役場等
	ウ 入居証明書	○公営住宅にお住まいの方（県営・市営・町営等） ※入居していることが証明できる書類をご提出ください。	市・区役所 町・村役場等 住宅供給公社等
	エ・競売開始通知書の写し ・売買契約書の写し ・解体契約書の写し （工事請負契約書の写し）	○持家処分により入居される方 イ 固定資産（家屋）課税台帳記載事項証明書と合わせてご提出ください。 ※入居後に所有権移転が確認できる証明書をご提出していただきます。	裁判所・不動産管理会社等

2. 該当する方のみ提出していただく書類（⑥～⑳）

令和7年1月～6月までの期間にお申込みする方			
前年分の収入を確認するため⑥～⑨のうち該当するものをすべてご提出ください。			
番号	提出書類	摘 要	発行機関等
⑥	給与所得の源泉徴収票 (令和6年分)	給与収入を得た方 ※手書きや写しの場合は、勤務先の朱肉印が押されたものが必要です。 ※複数ある場合は、すべてのものが必要です。	勤務先
⑦	年金等の源泉徴収票 (令和6年分)	年金を受給されている方 ※複数ある場合は、すべてのものが必要です。	日本年金機構等
⑧	確定申告書(控) (令和6年分)	確定申告をされている方 ※原則として税務署の受付印が押されたものが必要です。	税務署等
⑨	住民税申告書(控) (令和6年分)	収入が無い方 ※他の提出書類で被扶養者であることが分かる方は除く	市・区役所 町・村役場等

●マイナンバーを利用した申込みでは戸籍謄本の提出が不要となります。ただし、必要な情報を取得できなかった場合は戸籍謄本を提出していただきます。

区 分	提出書類	摘 要	発行機関等
⑩ 外国籍の方	特別永住者証明書または在留カードの写し(両面)	在留資格と名前を確認するために必要となります。	地方出入国在留管理局
⑪ 生活保護を受給している方	特定個人情報の利用等に関する申出書	※マイナンバーを利用しない方は生活保護受給証明書(市または県の福祉事務所発行のもので受給開始日の記載のあるもの)をご提出ください。	43ページ
⑫ 障がい手帳をお持ちの方	特定個人情報の利用等に関する申出書	身体障がい者手帳、精神障がい者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方 ※マイナンバーを利用しない方は障がい者手帳の写しをご提出ください。	43ページ
	自活状況申立書	自活可能かを審査するための書類	45ページ
⑬ 指定難病患者に該当する方	受給者証の写し	市町村が発行する受給者証の写し	市・区役所、町・村役場等
⑭ 単身で申込みする方	●戸籍謄本	現在独身であることが確認できるもの(配偶者の死亡・離婚、未婚の確認)	市・区役所、町・村役場等
	独身証明書と日本語訳	外国籍の方は配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書(結婚要件具備証明書等)	大使館等
	自活状況申立書	自活可能かを審査するための書類	45ページ

区 分		提 出 書 類	摘 要	発行機関等
⑮	成人した独身の方 (同居予定者の中に成人した独身の方がいる場合)	●戸籍謄本	現在独身であることが確認できるもの (配偶者の死亡・離婚、未婚の確認)	市・区役所、町・村役場等
		独身証明書と日本語訳	外国籍の方は配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書(結婚要件具備証明書等)	大使館等
⑯	ひとり親世帯の方	●戸籍謄本	現在独身であることが確認できるもの (配偶者の死亡・離婚、未婚の確認) と子どもの親権が確認できるもの ※元配偶者に親権がある場合は親権者の同意書	市・区役所、町・村役場等
		独身証明書と日本語訳	外国籍の方は配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書(結婚要件具備証明書等)	大使館等
⑰	同居予定者が別世帯の方	戸籍謄本	親族であることを確認できるもの	市・区役所、町・村役場等
⑱	DV 被害者に該当する方	戸籍謄本	戸籍上配偶者がいる方は下記のいずれかを戸籍謄本と一緒に提出してください。	市・区役所、町・村役場等
		一時保護の証明書の写し	一時保護が終了した日から起算して5年を経過していない方	女性相談支援センターまたは一時保護受託者
		女性自立支援施設への入所の証明書の写し	保護が終了した日から起算して5年を経過していない方	女性相談支援センター
		保護命令の写し (接近禁止命令、退去等命令)	効力が生じた日から起算して5年を経過していない方	裁判所
		母子生活支援施設への入所に関する承諾書の写し	入居していたことが確認できる方	福祉事務所
		配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書	当該証明書と同様の内容が記載された証明書の写しまたは県営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書【書式は指定】でも可	女性相談支援センターまたは女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関
⑲	内縁関係に該当する方	●戸籍謄本	戸籍上配偶者がいないことが確認できるもの	市・区役所、町・村役場等
		内縁関係が確認できる書類	「未届の夫」または「未届の妻」となっている住民票	市・区役所、町・村役場等
⑳	現在婚約中の方	婚約証明書 【書式は指定】	入居説明会までに入籍したことが確認できる戸籍謄本を提出できる方	公社にお問い合わせください
㉑	ぐんまパートナーシップの宣誓をされた方	宣誓書受領カードの写し	群馬県に転入予定の方は転入予定者受付票の写し	群馬県
㉒	離婚予定の方	離婚調停中の証明書 (事件係属証明書)	住宅内見前に離婚が確認できる戸籍謄本または離婚届受理証明書を提出できる方	家庭裁判所等

区 分		提 出 書 類	摘 要	発行機関等
②③	事実上婚姻関係が破綻している方	●戸籍謄本	配偶者の有無を確認できるもの	市・区役所、町・村役場等
		婚姻関係が破綻していることが確認できる書類	申込時点で1年以上別居していることが確認できる書類	
②④	別居扶養者のいる方	扶養証明書	扶養している方の氏名等が確認できるもの	勤務先 市・区役所、町・村役場等
②⑤	就労している方 令和5年1月1日より前から現在の勤務先に引き続き勤務している方	在職証明書 【書式は指定】	就職日が確認できる書類の写しでも可 (健康保険証・雇用契約書等)	47ページ
	令和5年1月2日以降に現在の職場に就職した方	給与支払証明書 【書式は指定】	※転職した方は前職の退職証明書も必要です。	49ページ
	自営業の方	事業申告書 【書式は指定】	税務署に提出した開業届の控えでも可	51ページ
	令和5年1月2日以降に自営業を開業した方	収支明細書 【書式は指定】	※転職した方は前職の退職証明書も必要です。	53ページ
②⑥	年金を受給している方 令和4年11月以降に年金受給権を取得した方	年金証書の写し	年金額の確認ができるもの	日本年金機構等
	年金以外の収入が無い方	申出書 【書式は指定】	※令和5年1月1日以降に退職した方は退職証明書、事業を廃業した方は廃業届の写しも必要です。	59ページ
②⑦	退職予定の方	退職予定証明書 【書式は指定】	住宅の内見は退職証明書の提出後となります。	55ページ
②⑧	退職した方	退職証明書 【書式は指定】	離職票または雇用保険受給資格者証等で退職日が確認できるものでも可	57ページ
②⑨	事業を廃止した方	廃業届の写し	税務署等に提出した廃業届の写し	本人
③⑩	無職の方	申出書 【書式は指定】	※令和5年1月1日以降に退職した方は退職証明書、事業を廃業した方は廃業届の写しも必要です。	59ページ
③⑪	その他に該当する方 原子爆弾被爆者に該当する方	被爆者健康手帳の写し		都道府県
	ハンセン病療養所等に入居していた方	入所証明書	ハンセン病療養所または厚生労働省が証明したもの	ハンセン病療養所または厚生労働省
	群馬県外に在住・在勤の方 (随時団地に申込み方)	理由書 【書式は指定】	県営住宅に入居を希望する理由	63ページ
	連続5回以上落選世帯 (抽選団地に申込み方)	県営住宅抽選結果通知書(落選)5枚	抽選結果通知書を紛失した方は公社へお問い合わせください。	本人

VII. 収入の計算方法

1. 収入基準について

県営住宅の入居条件の中には、収入基準があります。

世帯全員の収入額を所得に換算し、総所得額から控除額を引いたものを12（月）で割ります。

次の計算式により算定した額が158,000円以下であることが必要です。

（裁量世帯については214,000円以下です。9ページ参照）

$$\frac{\text{世帯の所得金額} - \left[\begin{array}{l} \text{扶養親族数} \\ \text{(4.イ参照)} \end{array} \times 38\text{万円} + \begin{array}{l} \text{特別控除} \\ \text{(4.ウ～ク参照)} \end{array} \right]}{12} = \begin{array}{l} \text{月額158,000円以下} \\ \text{(裁量世帯214,000円以下)} \end{array}$$

○給与所得・事業所得・雑所得・不動産所得等で、譲渡所得等の一時的な所得を除きます。

○仕送り、遺族年金、障がい年金、失業給付金、労災保険の各種給付金生活扶助料等の非課税所得、一時的な収入（退職所得、譲渡所得等）は所得金額0円で計算してください。

○過去に収入があっても、現在失業中の方、または現在収入があっても資格審査の書類の提出までに退職をした旨の証明書が提出でき、かつ退職後に無収入となる方は所得金額はないものとしてください。

2. 世帯で1人の方が収入を得ている場合の収入基準早見表

収入基準早見表は、世帯に収入のある方が1人の場合で、給与所得者等控除および同居（扶養）親族控除を考慮して計算したものです。下表の区分に応じた年収以下であれば収入基準を満たします。ほかの各種控除がある方は、19ページの「各種控除の内容と控除額」を参照して月額所得額を計算してください。

- ・給与収入世帯の場合は、諸手当・賞与・税金等をすべて含めた総支給額です。
- ・世帯員数には別居扶養となっている方も含まれます。

●給与収入世帯の場合（前年1年間の総支給額）

人 数	単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
原 則 階 層	2,967,999円	3,511,999円	3,995,999円	4,471,999円	4,947,999円
裁 量 階 層	3,887,999円	4,363,999円	4,835,999円	5,311,999円	5,787,999円

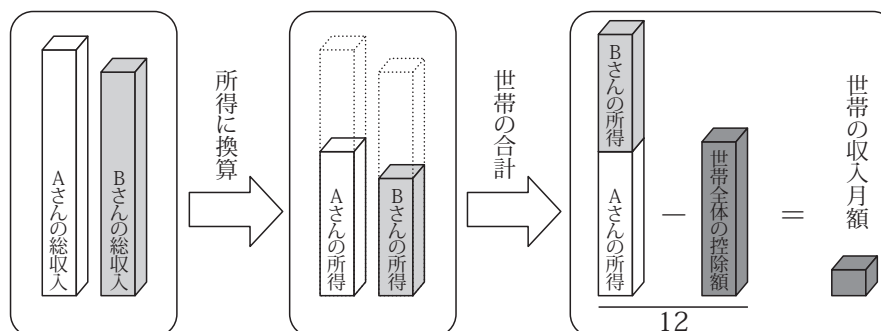
●事業所得世帯の場合（前年1年間の必要経費控除後の所得金額）

人 数	単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
原 則 階 層	1,896,000円	2,276,000円	2,656,000円	3,036,000円	3,416,000円
裁 量 階 層	2,568,000円	2,948,000円	3,328,000円	3,708,000円	4,088,000円

3. 世帯で複数の方が収入を得ている場合

入居しようとする方全員の年間の収入金額（年収）を所得に換算（17ページ「給与所得の計算方法」を参照）した総所得額から世帯全体の控除額（19ページの控除額）を引いて、収入月額を求めてください。

世帯で複数の方が収入を得ている場合の月額計算方法イメージ



(1) 給与所得者の場合（就労時期により下記①、②の方法で年間収入を算出してください。）

給与所得でいう総収入額とは、給与所得控除をする前のもので、賞与、諸手当等を含むすべての収入金額です。（ただし、通勤手当等のうち非課税所得は含みません。）

給与所得は総収入ではなく給与所得控除後の金額です。給料・賃金・賞与等の所得で会社員・店員・日雇労働者・パート事業専従者等の収入が該当します。

就職（就労）の時期	計 算 方 法	算出した金額
①現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	前年1年間の総収入 (源泉徴収票の支払金額)	(注) 給与所得者が2人以上いる場合はそれぞれ個別に計算してください。
②申込時現在の勤務先に前年の1月2日以降就職または転職した方 (年途中で再就職した場合)	再就職後の各月の収入の合計 (賞与を除く) $\times 12$ 再就職後の月数 + 賞与 = 年間の推定総収入金額 (注) 1か月未満の勤務による収入はその月の収入を除いて計算してください。 ※現在の勤務先に勤めてまだ1か月分の給与を受けていない方は、前年の所得を基に収入認定を行います。	年間総収入金額 円

年間総収入の金額	給与所得の計算方法
イ 550,999円まで	給与所得は0円
ロ 551,000円から1,618,999円まで	(総収入金額) - 550,000円
ハ 1,619,000円から1,619,999円まで	給与所得は=1,069,000円
ニ 1,620,000円から1,621,999円まで	給与所得は=1,070,000円
ホ 1,622,000円から1,623,999円まで	給与所得は=1,072,000円
ヘ 1,624,000円から1,627,999円まで	給与所得は=1,074,000円
ト 1,628,000円から1,799,999円まで	(端数整理後の総収入金額) $\times 0.6 + 100,000 =$
チ 1,800,000円から3,599,999円まで	(端数整理後の総収入金額) $\times 0.7 - 80,000 =$
リ 3,600,000円から6,599,999円まで	(端数整理後の総収入金額) $\times 0.8 - 440,000 =$
ヌ 6,600,000円から8,500,000円まで	(総収入金額) $\times 0.9 - 1,100,000 =$

端数整理（端数整理後の金額）
 年間総収入金額または、年間推定総収入金額が1,628,000円から6,599,999円までの人は次の例により端数整理をする。

例)
 (総収入金額) (定数)
 $3,832,999 \div 4,000 \text{円} = 958$
 (端数整理) (定数)
 $958 \times 4,000 \text{円} = 3,832,000 \text{円}$
 (端数整理後の総収入金額)

(注) 1,627,999円以下の人は端数整理はしない。

年間所得金額

A 円
 (注) 給与所得者が2人以上いる場合はここで所得を合算してください。

計算例

ケース①	夫 給与収入440万円（所得金額308万円）	妻パート収入60万円（所得金額5万円）	子 17才	子 14才
	$\frac{(308 \text{万円} + 5 \text{万円}) - \{(3 \text{人} \times 38 \text{万円}) + 10 \text{万円} + 5 \text{万円} + (1 \text{人} \times 25 \text{万円})\}}{12 \text{か月}} = \text{月額} 132,500 \text{円}$			
	※25万円は特別控除(特定扶養)			

(2) 公的年金所得者の場合

公的年金とは、国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、年金基金、恩給、各種共済年金等で所得区分は雑所得となります。

その他法律により非課税とされている各種の年金（障がい年金、遺族年金、福祉年金等）については所得金額 0 円として計算してください。

年金受給者の年齢	公的年金等の年間総収入額	年間所得金額の計算方法	
64歳以下の方	600,000円まで	所得は 0 円	年間所得金額 B 円
	600,001円から 1,299,999円まで	(年金の総収入額) - 600,000円 =	
	1,300,000円から 4,099,999円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 275,000円 =	
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 685,000円 =	
65歳以上の方	1,100,000円まで	所得は 0 円	
	1,100,001円から 3,299,999円まで	(年金の総収入額) - 1,100,000円 =	
	3,300,000円から 4,099,999円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 275,000円 =	
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 685,000円 =	

計算例

ケース②	夫 年金収入250万円（所得金額140万円）	妻 パート収入60万円（所得金額 5 万円）
	$\frac{(140\text{万円} + (5\text{万円}) - \{(1\text{人} \times 38\text{万円}) + 10\text{万円} + 5\text{万円}\})}{12\text{か月}} = \text{月額}76,667\text{円}$	

(3) その他の所得・日雇の場合

その他の所得とは事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得等の所得で、自営業、サービス業、外交員等の所得が該当します。

年間所得金額の計算	その他の所得	開業等の時期	計算の方法	
		①現在の事業を前年1月1日以前から営み、引き続き同じ事業をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告者の所得金額) 所得金額 = 年間総収入金額 - 必要経費	年間所得金額 C 円
		②現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過している方	申込前1年間の所得金額をもって計算する。	
		③現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過していない方	事業を始めた翌月から申込前月までの [総収入額(総売上額) × (12/ 営業月数)] - [総支給額(合計必要経費) × (12/ 営業月数)] = 1年間の確定所得金額 ※家内労働者等に限り55万円まで経費とする事ができます。	
	日雇	雇用の時期	計算の方法	
		①前年1月1日以前から引き続き現在まで同じ日雇をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告者の所得金額)	
		②前年1月2日以後に現在の日雇いを始めた方	日雇を始めた翌月の所得金額から計算する (所得金額の計算、収入期間のとり方等については給与所得の例にならってください。)	

4. 各種控除の内容と控除額

世帯の年間所得金額（A・B・C）から次の控除金額を差し引いてください。

		控除名	控除金額	控除を受けられる方
一般控除	ア	給与所得者等控除	一人につき10万円まで (所得の範囲内)	申込者および同居者で給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する方
	イ	扶養親族控除	一人につき38万円	申込者を除く、同居者、別居同一生計配偶者および別居扶養親族の方 ※収入の有無にかかわらず控除され、すべての世帯に該当
ウ～クの控除は、世帯に老人扶養親族、特定扶養親族、障がい者、特別障がい者、寡婦またはひとり親の方がいる場合に、ア～イの控除にあわせて控除することができます。				
特別控除	ウ	老人扶養親族	一人につき10万円	同一生計配偶者（年間所得金額48万円以下）または扶養親族で70歳以上の方
	エ	特定扶養親族	一人につき25万円	配偶者を除く、扶養親族で16歳以上23歳未満の方
	オ	障がい者控除	一人につき27万円	申込者または上記イに該当する方で、身体障がい者手帳（3級～6級）、精神障がい者保健福祉手帳（2、3級）または療育手帳（B）を持っている方等
	カ	特別障がい者控除	一人につき40万円	申込者または上記イに該当する方で、身体障がい者手帳（1、2級）、精神障がい者保健福祉手帳（1級）または療育手帳（A）を持っている方等
	キ	ひとり親控除	一人につき35万円まで (所得の範囲内)	申込者または同居者で、現に婚姻をしていないまたは配偶者の生死の明らかでない方のうち、以下の①～③すべてに該当する方 ①生計を一にする子（年間所得金額48万円以下）を有すること ②年間所得金額が500万円以下であること ③事実上婚姻関係と同様の事情がある人がいないこと
	ク	寡婦控除	一人につき27万円まで (所得の範囲内)	(1) 申込者または同居者で、夫と離婚したあと婚姻をしていない女性のうち、以下の①～③すべてに該当する方 ①扶養親族を有すること ②年間所得金額が500万円以下であること ③事実上婚姻関係と同様の事情がある人がいないこと (2) 申込者または同居者で、夫と死別したあと婚姻をしていないまたは夫の生死の明らかでない女性のうち、以下の①、②に該当する方 ①年間所得金額が500万円以下であること ②事実上婚姻関係と同様の事情がある人がいないこと ※ひとり親に該当する方を除く

(各種控除の計算方法)

年間所得金額から差し引く額です。世帯の実情により上の表からあてはまるところを計算してください。

控除名	控除の金額				
給与所得者等控除	10万円 (上限)	×	人	=	万円
扶養親族控除	38万円	×	人	=	万円
老人扶養親族	10万円	×	人	=	万円
特定扶養親族	25万円	×	人	=	万円
障がい者控除	27万円	×	人	=	万円
特別障がい者控除	40万円	×	人	=	万円
ひとり親控除	35万円 (上限)	×	人	=	万円
寡婦控除	27万円 (上限)	×	人	=	万円
					控除額合計
					D 円



5. 月収額の計算

17～18ページで算出した年間所得金額A・B・Cをもとに、19ページの控除額合計Dを差し引いて収入月額を計算してください。

年間所得金額（※）	控除額合計	計算した収入月額
(A・B・C 円)	(D 円)	円

※AとBの双方を有する方で、AとB（それぞれ10万円を超える場合は10万円とする）の合計額が10万円を超える場合については、10万円を超えた分をAから差し引いてください。

- ①原則階層世帯 申込世帯の収入月額が158,000円以下なら申込みできます。
※裁量階層世帯に該当しない方は原則階層世帯です。
- ②裁量階層世帯 申込世帯の収入月額が214,000円以下なら申込みできます。
※裁量階層世帯については9ページを参照してください。

※群馬県住宅供給公社のホームページにてシミュレーションができます。



[illegible]

Ⅷ. 県営住宅の家賃について

1. 県営住宅家賃の仕組み

県営住宅の家賃は、世帯全員の収入と各住宅から受ける便益（立地、広さ、築後年数等）によって決定する仕組みになっています。（具体的な家賃の計算方法は、23ページの「3. 家賃算定の方法」をご覧ください。）

（1）はじめて入居される場合は収入を証明する書類（所得課税証明書、源泉徴収票等）を提出するなどしていただき、「収入月額」を計算し、どの「収入分位」に該当するか判定します。

（2）翌年度からは、毎年「収入に関する申告書」を提出していただき「収入分位」を再判定し、家賃を決定します。この「収入に関する申告書」は、翌年4月から1年間の家賃を決定するため、前年の世帯全員の収入を申告していただくものです。

このため、毎年の申告の結果、「収入月額」の増減により家賃が増減することがあります。

なお、「収入に関する申告書」を提出しない場合は、法令で認められる最高額の家賃となります。

（3）収入が著しく少なく、次の要件に該当する世帯等は、家賃の減免を受けられる場合がありますので、お問い合わせください。

	該 当 世 帯
ひとり親世帯	配偶者と死別または離婚したあと婚姻していない方や婚姻によらないで母または父になり現に婚姻していない方等で、20歳未満の子どもを扶養している世帯
高齢者等世帯	次のいずれかに該当する世帯 ア 入居者が60歳以上の単身世帯 イ 入居者本人が60歳以上であり、かつ同居者のいずれもが、60歳以上か18歳未満の世帯
障がい者世帯	入居者本人または同居親族のうち1人以上が次のいずれかにあてはまる世帯 ア 身体障がい者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 イ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者 ウ 療育手帳の交付を受けているA重・A中・A1・A2・A3・B1・B中の障がい者 エ 手帳または受給者証等の交付を受けている難病患者等

2. 家賃の種類

（1）「本来入居者の家賃」が適用になる方

収入月額158,000円（高齢者、障がい者、小学校未就学などの裁量階層世帯は214,000円）以下の入居者です。

（2）「収入超過者の家賃」が適用になる方

県営住宅に引き続き3年以上入居していて、かつ、「収入月額」が158,000円（高齢者、障がい者、小学校未就学などの裁量階層世帯は214,000円）を超える入居者です。

なお、収入超過者は、収入基準を超えており、住宅を明け渡すよう努める義務があります。

（3）「高額所得者の家賃」が適用になる方

県営住宅に引き続き5年以上入居していて、かつ、最近2年間の「収入月額」が引き続き313,000円を超える入居者です。

なお、高額所得者は、収入基準を大幅に超えており、県では、期限を定めて住宅の明渡しを請求します。

3. 家賃算定の方法

(1) 本来入居者の家賃（次の式により算出します。）

①	②	③	④	⑤
家賃算定基礎額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数				

①家賃算定基礎額

分位	収 入 月 額		家賃算定基礎額
	下 限 額	上 限 額	
収入分位 1（0～10%）	0円	104,000円	34,400円
収入分位 2（10～15%）	104,001円	123,000円	39,700円
収入分位 3（15～20%）	123,001円	139,000円	45,400円
収入分位 4（20～25%）	139,001円	158,000円	51,200円
収入分位 5（25～32.5%）	158,001円	186,000円	58,500円
収入分位 6（32.5～40%）	186,001円	214,000円	67,500円
収入分位 7（40～50%）	214,001円	259,000円	79,000円
収入分位 8（50%～）	259,001円		91,100円

②市町村立地係数

各市町村の地価の状況を考慮して、各市町村ごとに定められた数値です。

③規模係数

当該県営住宅の床面積を、65㎡で除して算出します。

④経過年数係数

民間賃貸住宅の家賃の変動等を考慮して、定められた式により算出します。

⑤利便性係数

当該県営住宅の立地条件（立地的利便性）、市町村合併条件（市町村合併にともなう家賃の激変緩和措置）と設備条件（団地居住性能利便性）を考慮して算出します。

(2) 収入超過者の家賃（次の式により算出します。）

本来入居者の家賃＋（近傍同種の住宅家賃－本来入居者の家賃） ×収入に応じて定められる率
--

入居者の収入月額	超過者となつてからの年度	収入に応じて定められる率
158,001円～186,000円	1年目	1／5
	2年目	2／5
	3年目	3／5
	4年目	4／5
	5年目以降	1
186,001円～214,000円	1年目	1／4
	2年目	2／4
	3年目	3／4
	4年目以降	1
214,001円～259,000円	1年目	1／2
	2年目以降	1
259,001円～	初年度以降	1

IX. その他

1. 家賃の支払いについて

家賃は入居可能日から発生します。家賃および駐車料は口座振替により納入していただきます。

2. 入居中の手続きについて

(1) 同居承認申請

入居の許可を受けた方以外は居住できません。ただし、入居者の配偶者や3親等以内の血族または2親等以内の姻族に該当する方であれば、同居が認められることがあります。新たに同居させたい方がいるときは、公社に承認の申請をしなければなりません。

(2) 入居承継申請

名義人が死亡または退去した場合、残された同居親族が引き続いて住むときは、その事実の発生後、30日以内に公社に承認の申請をしなければなりません。

※規定により承継できない場合があります。

(3) 緊急連絡先・身元引受人の変更申請

緊急連絡先を変更するとき、身元引受人が死亡した場合や後見等の審判を受けた場合などで身元引受人を変更するときは、公社に承認の申請をしなければなりません。

※上記のほか次のいずれかに該当する場合には、公社に届出を行ってください。

氏名変更、勤務先変更（退職・廃業等も含む）、子の出生、名義人以外の入居者の死亡・転出等、緊急連絡先・身元引受人の住所氏名等の変更、15日以上県営住宅に住まないとき

3. 県営住宅の明渡請求事項について

次のいずれかに該当する場合には、住宅の明渡請求の対象となりますので注意してください。

(1) 不正行為によって入居したとき

(2) 家賃を3か月以上滞納したとき

(3) 正当な理由によらないで15日以上県営住宅を使用しない（留守にする）とき

(4) 県営住宅または共同施設を故意にき損（キズ付けた等）したとき

(5) 条例で規定する身元引受人の変更事実が発生したにもかかわらず身元引受人を変えず、または不正行為によって変更の承認を得たとき

(6) 承認を得ず、または不正行為によって同居の承認を得て、入居の際に同居した親族以外の方を同居させたとき

(7) 名義人が死亡または退去した場合に、承認を得ず、または不正行為によって承認を得て、同居親族が引き続き入居したとき

(8) 収入の申告をせず、または偽って収入の申告をしたとき

(9) 不正行為によって家賃の減免または徴収猶予を受けたとき

(10) 条例の規定に基づく県営住宅および共同施設の修繕に要する費用の負担をしないとき

(11) 条例の規定に基づく入居者の費用負担義務を怠ったとき

(12) 知事（公社理事長）からの修繕に支障がある行為の停止等の指示に従わないとき

(13) 知事（公社理事長）からの入居者の保管義務に反する行為の停止等の指示に従わないとき

(14) 当該県営住宅を他の者に貸し、またはその入居の権利を他の者に譲渡したとき

(15) 知事（公社理事長）の承認を得ず、当該県営住宅を住宅以外の用途に使用したとき

(16) 知事（公社理事長）の承認を得ず、当該県営住宅を模様替えし、増築し、もしくは改築し、または県営住宅の敷地内に工作物を設置したとき

(17) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む）

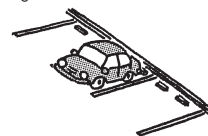
4. 駐車場について

- (1) 県営住宅には、駐車場のある団地とない団地があります。
- (2) 駐車場のある団地では、原則として1戸に1台分を有料でお貸ししています。
※2台分以上貸出可能な団地もあります。詳細はお問い合わせください。
- (3) 駐車できるのは、次の大きさまでの自動車ですが、各団地の駐車場により異なります。
また、一部団地については下表以外の区画もあります。

駐車区分・規格	駐車できる自動車の大きさ		
	車 長	車 幅	車 高
狭 小	4.7m以内	1.7m以内	2.0m以内
中 間	5.0m以内	1.85m以内	2.3m以内
標 準	5.0m以内	2.0m以内	2.3m以内
軽 専 用	3.5m以内	1.5m以内	2.3m以内

- (4) 団地内の駐車場以外の通路や緑地等の場所には、絶対に駐車しないでください。

埋設管や簡易舗装を壊し、救急車、消防車等の活動のさまたげとなるばかりでなく、子どもの飛び出し等、交通事故の原因となりとても危険です。



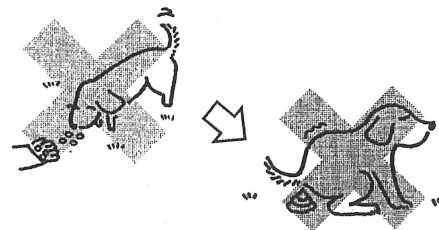
5. 住宅の返還について（次の手続きを行っていただきます。）

- (1) 返還予定日の15日前までに、群馬県住宅供給公社管理部等の窓口で返還に必要な手続きを行っていただきますので、あらかじめ電話でご連絡ください。
なお、中島団地（草津町）については、草津町役場で返還の手続きを行ってください。
- (2) 畳表の取替え、ふすま・障子の貼り替え、破損箇所の修繕、汚れ箇所の清掃等は、入居者負担で、入居時の状態に直していただきます。

6. その他

- (1) 次の共同施設の利用は、共益費として入居者の皆さんで管理負担していただきます。

- ア 階段灯や外灯の電球等の交換と電気料金
- イ 共同使用の水道使用料金や給水施設の電気料金
- ウ 汚水処理施設の電気料金や維持管理費
- エ 集会所の電球等の交換と水道光熱費
- オ エレベータの電気料金
- カ その他（必要な費用）



- (2) 県営住宅では、犬、猫、鳥等の動物を飼うこと（預かること、餌づけも含む）は、県営住宅の損傷につながり、また、他の入居者に迷惑となるので禁止しています。

犬、猫、鳥等のペットを飼うと、建物や部屋に損傷（悪臭等も含む）を与え、退去時に多額の原状回復費用を負担していただくことになります。動物の鳴き声・抜け毛・フン尿により、環境衛生が悪化します（うるさい、汚い、臭い等）。他の入居者に迷惑や害を与えるため、絶対に飼わないでください。

X. 外国籍の方へ

How to apply for prefectural housing (*Ken-ei Jutaku*)

Prefectural housing is a national government-subsidized low-rent public housing project for low-income households.

There are qualifications for application under relevant laws and codes. Applications are accepted either (1) for the lottery or (2) on an as-needed basis.

For details on application procedure (for the lottery or as-needed basis), qualifications, rent, and other details, please ask the Gunma Housing Supply Corp. (*Gunma-ken Jutaku Kyokyu Kosha*).



(1) Applications for the lottery (*Chusen Boshu*)

*Please note that you cannot apply if you are currently living in other public housing unless otherwise specified.

- Applications for the lottery are accepted at any time. The successful candidates will be decided in a drawing as openings become available.
- There will be a screening process after the successful candidates were announced by an open drawing.

(2) As-needed basis applications (*Zuiji Boshu*)

*Please note that you can apply even if you are currently living in other public housing.

- There are public housing projects that accept applications on as-needed basis. (Applications are accepted on a first-come-first-served basis.)
- The procedure is different from the application system for the lottery, please ask the Gunma Housing Supply Corp. for more details.

©Please visit the website of Gunma Housing Supply Corp. for the maps and photos of our housing projects.

©Applications for the lottery and as-needed basis applications require different qualifications and have different procedures.

©There are regulations and rules governing eligibility, application procedure, housing rules, etc.

©Please feel free to ask Gunma Housing Supply Corp. questions about prefectural public housing projects.

Gunma Prefecture

Gunma Housing Supply Corp.

Contact: Administration Section, Administration Dept.

☎027-223-5811

Website: <http://www.gunma-jkk.or.jp/>

Qualifications for application

(An applicant must meet all the following 12 requirements.)

1. Is either a special permanent resident or a mid-to-long-term resident if the applicant is a foreign national.
If family members living with the applicant are foreign nationals, they need to be registered as residents in Japan.
2. Is of legal age
As of April 1, 2022, people over the age of 18 are considered adults.
3. Is currently or planning to live with the applicant's family
• A single-person household applicant is acceptable if they meet all the requirements.
4. Is currently looking for a place to live
• You cannot apply if you have a house.
5. Can pay for a deposit (three months' rent) on or before the date designated by us.
6. Can provide an emergency contact number (the person should basically be of legal age and a Gunma resident) in the application form.
7. Has an address or place of work in Gunma Prefecture (except for as-needed applicants)
8. Has no overdue inhabitant taxes (*Jumin-zei*)
9. Is not (and none of the family member is) a member of an organized crime group defined by the Act on Prevention of Unjust Acts by Organized Crime Group
10. Has never violated the Gunma Prefectural Housing Administration Codes
11. Has an annual income (or combined income of all family members) that meets our requirement
12. Has no back rent, if the applicant is currently a prefectural housing tenant

*If you have any questions on the above qualifications, please ask the Gunma Public Housing Supply Corp.

Application Form

- Applicants must submit their applications to the Gunma Public Housing Supply Corp. Please contact us on the details of the necessary documents for application.
- Applications are accepted only after all the essential documents are submitted.
- Application documents will not be returned after they are submitted.

Miscellaneous

- Parking space is available for a fee. (One parking space per household)
*Some of our housing projects do not have any parking space for rent.
- No pets (cats, dogs, birds, etc.) are allowed.
- Tenants are required to pay common-area charge (*Kyoeiki-hi*) to cover the following expenses.
 - (1) Light bulbs and electricity bills for the stairways and outside lights
 - (2) Water bills of running water for common use and electricity bills for water facilities
 - (3) Electricity bills and maintenance cost of the sewage facility
 - (4) Light bulbs and utility bills for meeting places
 - (5) Electricity bills for elevators
 - (6) Sundry expenses (to cover necessary expenses)
- Tenants will be asked to help with cleaning, weeding, and general housekeeping on the premises of our public housing projects as well as sewages.

县营住宅入住通知

县营住宅是县得到国家的补助，为住宅困难者以低廉的房屋租金出租的住宅。

入住者的资格是依法律和县条例等所决定，依①抽签招集或②随时招集的方法正进行招集入住者。

有关各团地（住宅区）的招集方法（①抽签招集・②随时招集）和入住资格、房屋租金等，详情请咨询群馬县住宅供给公社。

朝仓县营住宅



① 抽 签 招 集

※ 原则上，目前正在其他公营住宅入住者，无法申请。

- ・ 抽签招集，随时申请，空房一准备好就进行抽签决定入住预定者。
- ・ 抽签将公开举行，对当选者进行入住资格审查后，决定入住者。

② 随 时 招 集

※ 目前，正在其他公营住宅入住者，可申请。

- ・ 随时，有受理申请的团地（住宅区）。（按先着顺序受理。）
- ・ 申请方法等与抽签招集不同，详情请咨询。

◎团地（住宅区）的介绍图和住宅的照片等可在群馬县住宅供给公社网站浏览。

◎抽选招集与随时招集，入住资格、入住手续流程等是不同的。

◎有规定入住资格、招集方法、提交资料、居住规则等。

◎详情请随意咨询群馬县住宅供给公社。

群 马 县

群馬县住宅供给公社

管理部管理课
网 站

☎ 027-223-5811
<http://www.gunma-jkk.or.jp/>

申请者资格

(符合下述 1~12 所有选项者)

- 1 外籍人士若为特别永住者或中长期在留者，则可申请。
另外，若与申请者同住的亲属为外籍人士，他们也必须在日本进行住民登录。
- 2 申请者为成年人
※令和 4 年 4 月 1 日开始，成人是指 18 岁以上者。
- 3 与家人同居或预定同居者
・单身者申请需满足一定的条件
- 4 现在住宅困难者
・原则上，拥有住宅者不可申请。
- 5 指定日截止可交纳押金者（房屋租金的 3 个月份额）
- 6 可提供紧急联系(原则上群馬在住者、成人)申请书者
- 7 群馬县内有住址或有工作地点所在者（随时招集团地(住宅区)除外）
- 8 住民税无滞纳者
- 9 申请者本人或同居家属为「有关由黑社会暴力团体的不法行为的防止等法律」规定的非暴力团员者
- 10 按照群馬县县营住宅管理条例规定无不正当使用者
- 11 前年收入（包含预定同居家属的收入），为一定收入基准以下者
- 12 居住县营住宅者，无滞纳县营住宅房屋租金
※ 详情请咨询群馬县住宅供给公社。

申请资料

- ・为了入住资格审查，需提交必要资料。有关必要资料，请咨询。
- ・有无申请资格，需提交所有资料后最终判定。
- ・提交的所有资料入住申请表等，一概不退还。

其 他

- ・停车场，原则上一户一台收费租赁。
※ 也有无停车场的团地（住宅区）。
- ・禁止饲养狗・猫・鸟等动物类。
- ・下述费用，作为公益费由入住者大家共同承担。
 - ① 楼梯灯和屋外灯的灯泡等的替换和电费
 - ② 共同自来水的自来水使用费和供水设施的电费
 - ③ 污水处理设施的电费和维持管理费
 - ④ 集会所的灯泡等的替换和水电燃气费
 - ⑤ 电梯的电费
 - ⑥ 其他（必要费用）
- ・团地(住宅区)内及杂类排水的清扫、除草、垃圾等的清理，需入住者大家共同协助。

Informações Sobre a Inscrição do Conjunto Habitacional da Província

Ken ei Jyutaku (conjunto habitacional da província) é um conjunto para o qual, o governo recebe uma ajuda do país para que pessoas que estão com dificuldade com relação à moradia, possam alugar um local por um aluguel de baixo valor

As qualificações dos requerentes são determinadas de acordo com a lei e normas da província. O recrutamento de inquilinos é realizado por duas maneiras ①Inscrições permanentes e ②Inscrições periódicas.

Para saber detalhes sobre o método de recrutamento (① Inscrições permanentes e ②Inscrições periódicas), qualificações para poder morar , aluguel e outros, informe-se no GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA (fornecimento de conjunto habitacional).



Inscrições Periódicas

※ Como regulamento, pessoas que no momento estão morando em outros Ken ei Jyutaku (conjunto habitacional da província) não podem se inscrever.

- A inscrição periódica é realizada, onde os futuros inquilinos são escolhidos através de sorteio.
- É possível escolher o danti (conjunto habitacional da província), através da lista de danchi (conjunto habitacional) que estão recrutando inquilinos (boshu danchi itiran hyou). Estas listas são distribuídas no período de recrutamento.
- Os sorteios são realizados publicamente. Com relação aos sorteados serão feitas investigações sobre sua qualificação para morador. Após isso, é que a pessoa será confirmada como morador.

Inscrições Permanentes

※ Os inquilinos que estão morando em outros Ken ei Jyutaku (conjunto habitacional da província) também poderão se inscrever.

- Há conjuntos habitacionais que constantemente aceitam pedidos de inscrição, a recepção será por ordem de inscrição.
- O modo de realizar a inscrição etc, diferem da maneira das inscrições periódicas, por isso informe -se para mais detalhes,
- ◎ O mapa guia sobre o danti (conjunto habitacional) , fotografia da casa, etc, podem ser vistas no site: GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA (fornecimento de conjunto habitacional) .
- ◎ Os procedimentos necessários até o momento em que poderá morar no apartamento, diferem entre inscrições periódicas e permanentes
- ◎ São estabelecidos, os requisitos de qualificação para se tornar um inquilino, modo de recrutamento, documentos a serem apresentados, regras a serem obedecidas ao morar no local.
- ◎ Para maiores detalhes sinta-se à vontade e informe -se no GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA (fornecimento de conjunto habitacional).

GUNMA-KEN GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA

(Escritório de Fornecimento de Habitação Provincial)

Departamento de administração
HOMEPAGE

☎ 027-223-5811
<http://www.gunma-jkk.or.jp/>

Qualificação para poder se inscrever

(Pessoas que se enquadram nos seguintes requisitos de 1 ~ 12)

- 1 Em caso de estrangeiros, deverão ter a qualificação de permanência do tipo permanente especial (Tokubetsu Eijusha) ou médio-longo período de permanência (Chuuchouki Zairyusha). Além disso, se os parentes que moram juntos são de nacionalidade estrangeira, deverão ser registrados como residentes no Japão.
 - 2 Os requerentes devem ser maior de idade.
※A partir de 1º de abril de 2022 (Reiwa 4), maiores de 18 anos serão adultos.
 - 3 Pessoas que morarão com a família ou que pretendem morar com alguém
Pessoas solteiras caso se enquadrem nos requisitos, podem solicitar a inscrição.
 - 4 As pessoas estão tendo dificuldades com relação a moradia
Basicamente, as pessoas que têm suas próprias casas não poderão se registrar.
 - 5 Pessoas que podem depositar a (garantia)Shikikin no valor de (3 meses de aluguel)
 - 6 É necessário ter uma pessoa (que more na Província de Gunma,e seja de maior de idade) para contato em caso de emergência
 - 7 Pessoas que moram ou trabalham na província de Gunma (exceto para as requisições de danti de inscrição permanente)
 - 8 Pessoas que não possuem dívidas de impostos.
 - 9 A pessoa que está se inscrevendo, família, ou pessoas que irá morar junto, não pertençam à grupos de Boryokudan (gângues) determinadas pela lei "prevenção de atos impróprios de Boryokudan (gângues) ".
 - 10 Pessoas que não estão violando os regulamentos da administração do conjunto habitacional de Gunma.
 - 11 Pessoas com renda (incluindo o rendimento de todos os membros da família que viverão juntos) do ano anterior, inferior ao valor básico estabelecido
 - 12 Pessoas que moram no kenei Jyutaku (conjunto habitacional) e não estão com o aluguel atrasado
- ※ Mais detalhes informe-se no GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA. (fornecimento de conjunto habitacional).

Documentos necessários para inscrição

- É necessário apresentar todos os documentos necessários para que seja feita a investigação para a qualificação para morar. Informe-se sobre os documentos necessários para os procedimentos em questão.
- Se você terá qualificação para se inscrever ou não, será determinado quando você apresentar todos os documentos necessários.
- Os formulários de inscrição e outros documentos apresentados não serão devolvidos.

Outros

- Aluguel de estacionamento, uma vaga para cada apartamento (é necessário pagar)
※ Há Danchi (conjuntos habitacionais) que não possuem estacionamento.
- É proibido ter animais de estimação como cães, gatos, pássaros, etc.
- As seguintes despesas devem ser pagas pelos inquilinos como despesas da comunidade.
 - 1) Despesas de luz e troca de lâmpadas das escadas, de fora, etc.
 - 2) Despesas de água de uso comunitário e despesas de luz utilizadas pelos tanque de abastecimento de água.
 - 3) Despesas de luz e de manutenção da estação de tratamento de esgoto.
 - 4) Despesas de luz e água do local de reunião.
 - 5) Despesas de luz do uso do elevador.
 - 6) Outros (despesas necessários).
- As limpezas do Danchi (conjuntos habitacionais), jogar os lixos, limpezas dos jardins, será feito com a cooperação entre todos os moradores.

Guía sobre la forma de alquilar Kenei Jyutaku (Vivienda Prefectural)

Kenei Jyutaku (vivienda prefectural) está construida por la prefectura de Gunma con la colaboración del Estado a fin de proveer viviendas económicas para los necesitados.

Los requisitos para los inquilinos están establecidos por las leyes y reglamentos prefecturales. Las inscripciones de los inquilinos son ① por sorteo o ② en forma constante.

Sobre las informaciones detalladas de las inscripciones (① al sorteo ▪ ② en forma constante), requisitos y alquileres infórmese en GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA (Oficina de abastecimiento de la vivienda prefectural).



① Inscripción por sorteo

Básicamente los inquilinos que están ocupando otros Kenei Jyutaku (vivienda prefectural) no podrán inscribir.

- Una vez que esté listo la vivienda, realizaremos el sorteo y determinaremos el inquilino que ocupará la dicha vivienda. (El sorteo se realizarán entre los inscriptos con plazo)
- Las “listas de las viviendas con inscripciones abiertas” se repartirán durante el plazo de las inscripciones.
- Los sorteos se realizarán en público, luego serán examinados los requisitos para los ingresos de los seleccionados y se determinarán los inquilinos a ocupar.

② Inscripciones en forma constante

※ Se podrán inscribir, también los inquilinos que están ocupando otros Kenei Jyutaku(vivienda prefectural)

- Existen viviendas que están recepcionando constantemente la inscripción. (por orden de inscripción) .
- El modo de la dicha inscripción difiere con el modo de inscripción por sorteo, por lo tanto infórmese detalladamente para lo dicho.

◎El plano y la fotografía de la vivienda podrá ver en la página web de GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA (Oficina de abastecimiento de la vivienda prefectural).

◎Los procedimientos de los trámites hasta el ingreso, derecho de ingreso, difieren entre los modos de inscripción por sorteo y en forma constante.

◎Están determinadas; los requisitos para llegar a ser inquilino, forma de inscripción, documentos a presentar, reglas para vivir en dicho lugar.

◎Las informaciones detalladas infórmese en GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA (Oficina de abastecimiento de la vivienda prefectural), sin ningún compromiso.

GUNMA-KEN
GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA
(Oficina de abastecimiento de la vivienda prefectural).

Departamento de Administración, Sección de Administración
Página web

☎ 027-223-5811
<http://www.gunma-jkk.or.jp/>

Requisitos para la inscripción

(Las personas que encuadre totalmente en los siguientes requisitos de 1 ~12)

- 1 En caso de los extranjeros, si tienen visado de Tokubetsu Eijyu(permanente especial)o visado de largo y mediano plazo de estadía podrán hacer la inscripción.
Además, los familiares convivientes extranjeros deben tener el registro básico de residente en Japón
- 2 Los inscriptos deben ser mayor de edad.
※ Desde el 1 de abril de 2022 la mayoría de edades serán desde los 18 años.
- 3 Las personas que conviven con la familia o aquellos que tienen previsto convivir con la familia
 - Las personas solteros/as, en caso que encuadren a los requisitos correspondientes podrán inscribir
- 4 Personas están con problemas o necesitados de viviendas en estos momentos.
 - Básicamente, las personas que tienen casas propias no podrán inscribir.
- 5 Las personas que pueden depositar el Shikikin(Garantía)(3 meses de alquiler).
- 6 Las personas que pueden presentar la solicitud con lugar de contacto de emergencia(básicamente persona mayor de edad, con residencia en Gunma).
- 7 Las personas que tienen la dirección o el lugar de trabajo en Gunma-ken(excluyen los inscriptos constante de la vivienda)
- 8 Las personas que no tienen demora de pago del impuesto de residencia.
- 9 Personas que no son miembros de Boryokudan(mafia) determinado por la ley relativa; prevención de los actos indebidos de los Boryokudan (grupo de mafia), sea el inscripto o familiar que está conviviendo.
- 10 Personas que no están violando el reglamento de la administración de Gunma-ken Kenei Jyutaku, como uso inadecuado de las viviendas, entre otros.
- 11 Las personas con renta(o ingreso)(incluyendo la renta de todo los familiares que va a convivir) del año anterior, menos de la suma básica establecida.
- 12 No tener deuda de alquiler relacionado a Kenei Jyutaku(vivienda prefectural).
※ Más detalles infórmese en la oficina de GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA (Oficina de abastecimiento de la vivienda prefectural).

Documentos necesarios para la inscripción

- Para la examinación del requisito de ingreso a la vivienda deberá presentar los documentos necesarios. Sobre los dichos documentos necesarios infórmese en la oficina mencionada.
- Si tiene derecho o no a la inscripción, se determinará una vez que presente todo los documentos necesarios.
- Los formularios de inscripciones y otros documentos presentado no serán devueltos.

Otros

- Alquiler del parqueo , 1 parqueo para cada vivienda
※ Existen danchi(conjunto de viviendas) que no tienen parqueo.
- Están prohibidas tener animales como perro, gato, aves, etc.
- Los siguientes gastos deberán pagar los inquilinos como gastos comunitarios.
 - ① Gasto de luz y cambio de lámparas de las escaleras , de afuera, etc.
 - ② Gasto de agua del caño compartido y gasto de luz de la planta de abastecimiento de agua.
 - ③ Gasto de luz y administración e mantenimiento de la planta de desagüe cloacal.
 - ④ Gasto de luz y agua , cambió de lámpara del lugar de reunión
 - ⑤ Gasto de la corriente eléctrica del elevador
 - ⑥ Otros (gastos necesarios)
- Las limpiezas de danchi(conjunto de viviendas) como de limpiezas, limpiezas de los jardines, basuras deberán realizar cooperando entre todos los inquilinos.

HƯỚNG DẪN THUÊ NHÀ CHUNG CƯ CỦA TỈNH

Chung cư của tỉnh là dạng căn hộ được quốc gia hỗ trợ cho thuê với giá rẻ đối với những người đang gặp khó khăn về nhà ở.

Về mặt tư cách của người thuê nhà, được quy định bởi luật pháp và một số pháp lệnh của tỉnh. Hình thức tuyển chọn: (1) Tuyển chọn bốc thăm hoặc (2) Tuyển chọn không định kỳ.

Để hiểu rõ hơn về cách tuyển chọn của các chung cư (tuyển chọn bốc thăm hoặc tuyển chọn không định kỳ) hay tư cách của người thuê nhà, giá thuê, v.v... xin vui lòng liên hệ tới Văn phòng cung cấp nhà chung cư tỉnh Gunma.



1. Tuyển chọn bốc thăm

※ Theo nguyên tắc, người đang sinh sống tại các chung cư thuộc sự quản lý của những nơi công lập khác, sẽ không thể đăng ký ứng tuyển.

- Tuyển chọn bốc thăm là tuyển chọn tổ chức với đơn đăng. Sẽ dựa trên bốc thăm tùy theo những căn hộ trống để quyết định người tới sinh sống.

- Việc bốc thăm sẽ được tổ chức công khai. Người trúng tuyển sẽ được thẩm tra tư cách nhập cư, xét duyệt hồ sơ để từ đó quyết định người nhập cư và được thuê nhà chung cư của tỉnh.

2. Tuyển chọn không định kỳ

※ Hiện tại, những người đang sinh sống tại căn hộ thuộc sự quản lý của những nơi công lập khác cũng có thể đăng ký.

- Bất kỳ thời gian nào cũng có chung cư tiếp nhận đăng ký. Hồ sơ được tiếp nhận theo thứ tự.

- Về phương thức đăng ký khác với hình thức tuyển chọn bốc thăm, xin vui lòng liên hệ để biết thêm thông tin chi tiết.

◎ Các thông tin hướng dẫn, hình ảnh của các khu nhà chung cư, v.v... có thể tham khảo tại trang web của Văn phòng cung cấp nhà chung cư tỉnh Gunma.

◎ Quá trình tiến hành xét duyệt tư cách nhập cư, các thủ tục cho đến khi nhập cư của “Tuyển chọn bốc thăm” và “Tuyển chọn không định kỳ” là khác nhau.

◎ Tư cách nhập cư, phương pháp ứng tuyển, hồ sơ, luật lệ khi sinh sống, v.v... đều được quy định sẵn.

◎ Để biết thêm thông tin chi tiết, vui lòng liên hệ tới Văn phòng cung cấp nhà chung cư tỉnh Gunma.

TỈNH GUNMA Văn phòng cung cấp chung cư tỉnh Gunma

Phòng quản lý – Ban quản lý: ☎ 0 2 7 - 2 2 3 - 5 8 1 1
Homepage: <http://www.gunma-jkk.or.jp/>

Tư cách của người đăng ký

(là đối tượng đáp ứng được tất cả những điều kiện từ 1 đến 12 dưới đây)

1. Trường hợp người mang quốc tịch nước ngoài có tư cách lưu trú vĩnh trú đặc biệt hoặc lưu trú trung – dài hạn có thể đăng ký.

Ngoài ra, việc đăng ký địa chỉ lưu trú tại Nhật Bản đối với người cùng chung sống là người thân mang quốc tịch nước ngoài cũng là điều cần thiết.

2. Người đăng ký phải là người thành niên.

※Thời điểm từ ngày 1 tháng 4 năm 2022 trở đi, người từ 18 tuổi trở lên được coi là người thành niên

3. Gia đình và những người sống chung, hoặc những người dự định sẽ sống chung.

▪ Những người độc thân hoặc sống một mình, có thể đăng ký nếu đáp ứng một số những điều kiện nhất định.

4. Những người hiện tại đang gặp vấn đề khó khăn về nhà ở.

▪ Theo nguyên tắc, người đang có nhà ở thì sẽ không được đăng ký.

5. Những người có thể đóng tiền đặt cọc (3 tháng tiền nhà) cho đến đúng ngày chỉ định.

6. Những người có thể gửi đơn đăng ký trong đó có địa chỉ liên hệ khẩn cấp (về nguyên tắc, địa chỉ liên hệ khẩn cấp là người thành niên và sống tại tỉnh Gunma).

7. Là người sinh sống hoặc làm việc tại nội tỉnh Gunma (ngoại trừ những chung cư tuyển chọn không định kỳ).

8. Những người không thiếu thuế thị dân (thuế cư trú).

9. Bản thân người đăng ký hoặc người sống chung/ gia đình, không là thành viên của các băng nhóm bạo lực theo quy định của “Pháp luật liên quan đến phòng chống các hành vi bất chính từ các đoàn thể, băng nhóm bạo lực”.

10. Những người chưa từng sử dụng một cách bất chính các pháp lệnh quản lý nhà chung cư của tỉnh Gunma.

11. Đối với thu nhập của năm trước (bao gồm cả thu nhập của cả hộ - những người có dự định sống chung), phải thuộc mức thu nhập dưới mức tiêu chuẩn.

12. Những người sống tại những căn hộ chung cư của tỉnh đang có những vấn đề liên quan đến chưa thanh toán đầy đủ tiền thuê nhà

※Xin vui lòng liên hệ tới văn phòng cung cấp nhà chung cư tỉnh Gunma để biết thêm chi tiết.

Hồ sơ đăng ký

▪ Một số những giấy tờ quan trọng sẽ phải nộp để phục vụ quá trình thẩm tra tư cách nhập cư. Về những hồ sơ cần phải chuẩn bị, xin vui lòng liên hệ để biết thêm chi tiết và được hướng dẫn.

▪ Việc có tư cách để đăng ký hay không, sau khi nộp đầy đủ hồ sơ cần thiết cho đến cuối cùng sẽ nhận được quyết định

▪ Mọi giấy tờ, hồ sơ đăng ký nhập cư đã nộp sẽ không được hoàn trả.

Những vấn đề khác

▪ Nơi đỗ xe: Về nguyên tắc, 1 hộ sẽ được cho thuê 1 chỗ đỗ xe (mất phí).

※Cũng có những chung cư không có chỗ đỗ xe.

▪ Nghiêm cấm nuôi các loại động vật chó, mèo, chim, v.v...

▪ Các loại phí sau đây là phí công ích chung mà tất cả những người nhập cư phải đóng:

① Chi phí tiền điện, thay mới bóng đèn nơi cầu thang, thiết bị điện chiếu sáng bên ngoài,...

② Chi phí tiền nước sử dụng cho hệ thống nước máy dùng chung, chi phí tiền điện cho các thiết bị cấp nước.

③ Chi phí tiền điện cho hệ thống xử lý nước thải và chi phí quản lý, bảo trì.

④ Chi phí thay mới bóng điện và phí sử dụng nước cho khu vực hội họp.

⑤ Chi phí tiền điện cho thang máy.

⑥ Chi phí khác (những phí cần thiết).

▪ Vấn đề dọn dẹp, vệ sinh rác thải, diệt cỏ, đường cống thoát trong khuôn viên chung cư, v.v... các thành viên sống tại chung cư cùng nhau hợp tác và thực hiện.

県営住宅募集についてのお問合せ先

群馬県住宅供給公社

管理部 管理課

〒371-0025 前橋市紅雲町一丁目7番12号
住宅公社ビル1階

電話番号 **027-223-5811**

音声ガイダンスに従い操作してください。(1番→1番)

FAX 番号 027-223-9808

ホームページアドレス

<https://www.gunma-jkk.or.jp/>

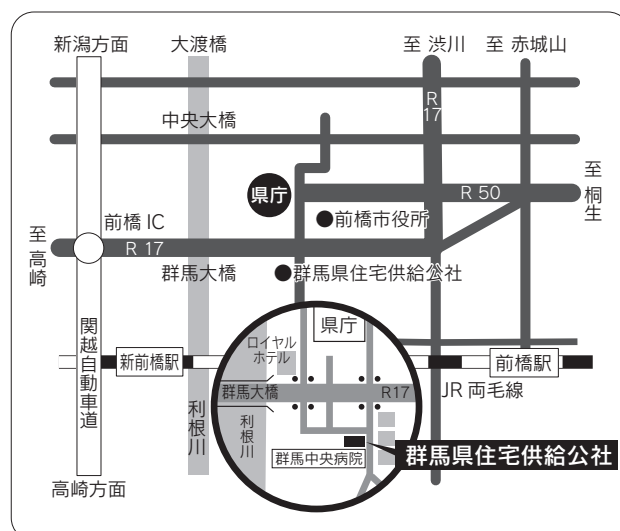
受付時間 午前8時30分～午後5時15分

(土曜日のみ午前9時30分～午後3時30分)

休業日 日曜日・祝日(土曜日を除く)、年末年始

◆土曜日は祝日でも営業しています！

お気軽にご相談ください。



群馬県庁から約400m 前橋市役所から約350m
JR前橋駅から約1.4km JR新前橋駅から約1.9km
関越自動車道 前橋ICから約3km
群馬中央病院となり

県営住宅入居申込受付場所

本 社	所 在 地	電話番号
群馬県住宅供給公社 (管理部 管理課)	〒371-0025 前橋市紅雲町 1-7-12 住宅公社ビル1階	027-223-5811
公社支社ほか	所 在 地	電話番号
群馬県住宅供給公社 前橋支所 (前橋市役所 8階)	〒371-8601 前橋市大手町 2-12-1	027-898-6986
群馬県住宅供給公社 高崎支所 (高崎市役所 9階)	〒370-8501 高崎市高松町 35-1	027-321-1267
群馬県住宅供給公社 桐生支所 (桐生市役所 新館4階)	〒376-8501 桐生市織姫町 1-1	0277-46-1111 (代)
群馬県住宅供給公社 太田支所 (太田市役所 9階)	〒373-8718 太田市浜町 2-35	0276-30-2011
群馬県住宅供給公社 館林支所 (館林市役所 4階)	〒374-8501 館林市城町 1-1	0276-76-7871
群馬県住宅供給公社 富岡支所 (富岡市役所 行政棟3階)	〒370-2392 富岡市富岡 1460-1	0274-64-9801
群馬県住宅供給公社 安中支所 (安中市役所 本庁舎1階)	〒379-0192 安中市安中 1-23-13	027-381-8515
群馬県住宅供給公社 みどり支所 (みどり市役所 大間々庁舎2階)	〒376-0192 みどり市大間々町大間々 1511	0277-46-7057
群馬県住宅供給公社 みなかみ支所 (みなかみ町役場 地下2階)	〒379-1393 利根郡みなかみ町後閑 318	0278-25-8423

※受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土曜日・日曜日・祝日、年末年始は休業)

草津町役場 (愛町部土木課)	〒377-1792 吾妻郡草津町大字草津 28	0279-88-0001 (代)
-------------------	-------------------------	------------------

※中島団地につきましては草津町役場で受付しております。開庁日、開庁時間は直接お問い合わせください。



県営住宅では、犬・猫などペットを飼育することは固くお断りしております。
入居申込みに際しては、その点を十分ご留意ください。(盲導犬等は除きます。)
「犬・猫」は絶対に持ち込まないでください。

